

2・3 油汚染事故および海上災害

2・3・1 海上災害防止センターの運営

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」)に基づき、特定油を積載して航行する150G/T以上のタンカー所有者は、油防除資機材(油回収船/オイルフェンス等)を備え付けることとされており、昭和51(1976)年に認可法人として設立され、平成15(2003)年に独立行政法人に移行した「海上災害防止センター」(以下「センター」)は、タンカー所有者に代わってこれら法定防除資機材を一括して保有、配備する機材業務を実施してきた。また、平成18(2006)年6月の海防法一部改正により、平成20(2008)年4月より、特定油以外の油および有害液体物質(HNS)をばら積みで輸送する150G/T以上の船舶を対象に、特定海域におけるHNS防除資機材と要員の備付が義務付けられたことを受け、HNSタンカー所有者に対する防除資機材と要員の配備等のサービス提供がセンターの業務に加えられた。

その後、平成25(2013)年10月、海防法一部改正により、センターの業務および資産は指定海上防災機関としての同名の一般財団法人へ継承された。当協会は、センターの設立時より、センターが実施する防災業務の財政的基盤の強化を図るために「防災基金」への出資を行ってきたが、平成26(2014)年1月、当初想定された中規模の事故への対応可能な基金の組成はできない見通しとなったことから、新法人の基金への出資は見送ることとした。当協会は、センターが一般財団法人に移管した後も、センターの機材業務の運営を行う「機材専門委員会」や、センターの事業内容等の検討の場として関係業界とセンターの間で平成10(1998)年6月に設置した「運営検討委員会」において、効率的かつ透明性の高い海上防災体制の構築を図るべく、引き続きユーザーとしてセンターの業務の合理化など事業運営に関して意見反映に努めてきた。

他方、センターは、機材部が所管する機材業務においては、黒油タンカー船主に対し資機材の備付サービスを提供する一方、防災部が所管する防災業務においては、HNSタンカー船主に対し資機材と要員の備付に加え、特定海域における事故発生時の「緊急措置」サービスの提供を行ってきた。このような状況下、平成28(2016)年1月の当協会とセンターの打合せを経て、平成29(2017)年3月、センターから当協会に対し、機材部と防災部の組織・業務融合を行い、特定海域における黒油タンカーへの「緊急措置」サービスを提供することとしたい旨提案があった。これに対し当協会は、将来に亘り、資機材証明書の発行手数料の水準が適正に維持されることや、センター運営の透明性・効率性を維持するための施策が講じられることを前提に、組織の合理化を含め、黒油タンカー向けの緊急措置サービスの実施に向けた検討を進めて貰うこととした。